

ISNA日本スヌーズレン総合研究所 倫理綱領

(倫理綱領制定の趣旨)

第1条 ISNA日本スヌーズレン総合研究所は、会則第2条の定めに従い、本会の目的を達成するとともに、教育・福祉研究の担うべき社会的責任に基づき、この倫理綱領を制定する。

(基本原則)

第2条 ISNA日本スヌーズレン総合研究所会員は、研究の実施、研究成果の発表、ならびに専門的意見の公表において、つねに基本的人権に配慮しなければならない。

(研究の実施と公表にともなう責任)

第3条 ISNA日本スヌーズレン総合研究所会員は、研究の実施にあたって、つねに客観性、公平性を目指し、事実に基づく立証に努めなければならない。会員は、他人の研究成果を剽窃・盗用・捏造してはならない。また、研究によって得られたデータ・情報・調査結果などを、改ざん・捏造・偽造してはならない。会員は、他者の知的成果、著作権を侵してはならない。会員は、専門的意見を公表する場合には、その根拠を提示するとともに、その根拠が持つ限界をも明らかにする必要がある。

(情報提供者への説明責任と同意)

第4条 ISNA日本スヌーズレン総合研究所会員は、情報提供者を得て研究を行う場合には、あらかじめ当該者（ないしその保護責任者）に対して、研究目的、研究内容などを十分に説明し、同意・了解を得ることが必要である。また、情報提供者（ないしその保護責任者）が、研究過程の途中で協力を中止できることを、あらかじめ説明しておく必要がある。

(研究実施における配慮)

第5条 ISNA日本スヌーズレン総合研究所会員は、情報提供者（ないしその保護責任者）の人格とプライバシーに配慮し、これらの人々の名誉や社会的地位を損なうことがあってはならない。

(研究によって得られた情報等の秘密保持)

第6条 ISNA日本スヌーズレン総合研究所会員は、研究によって得られた情報の管理に留意し、その機密性を保持しなければならない。また、情報提供者を伴う研究の場合、その研究によって得られた情報、データ等は、同意を得た目的以外に使用してはならない。

(共同研究等の実施・成果公表と著作権の明確化)

第7条 ISNA日本スヌーズレン総合研究所会員は、研究を複数の研究者が共同、協力を得て行う場合、その実施上の役割分担や責任の所在、およびその成果が公表される場合の著作権等について、十分な合意形成をしておかなければならない。

(研究倫理の徹底に関する本会の責任)

第8条 ISNA日本スヌーズレン総合研究所は、この倫理綱領の徹底に努めるとともに、研究倫理の具体的内容の明確化に向けて継続的に努力する責任がある。

附則

この倫理綱領は、令和元年5月1日より施行する。

「スノーズレン教育・福祉研究」投稿規程・編集規定および研究倫理

◆投稿規程

1. 原稿は原則としてワードプロセッサを用い、本研究所の定める所定の書式 (Word 文書) を用いて B5 版横書きで作成する。本文の書式は 40 字×38 行×1 段 (表題 12pt ゴシック体、副題 11pt ゴシック体、著者名・所属は 11pt 明朝体、本文 10ptMS 明朝体、章題は 11pt ゴシック体、英数字は Century、欧文綴りや数字は半角、余白は上下左右全て 2 cm)、通し頁を下部に記す。写真は図として通し番号を付ける。図・表のタイトルはそれぞれ図の下、表の上に 9pt ゴシック体にする。写真は図にして番号を付す。
※ゴシック体は MS P ゴシック、明朝体は MS 明朝にする。
2. 投稿は、①表紙、②原稿 1 部 (PDF 版と Word 版両方)、③「論文投稿の同意書 (署名・捺印) (PDF 版)、④「投稿原稿チェックリスト (第一著者捺印) (PDF 版) の 4 点を事務局に E-mail で送付すること。表紙には、表題、執筆者名、専門分野、所属名、職名、連絡先 (電話/FAX、E-mail アドレス) を明記し、また表記は、新かなづかい、常用漢字、算用数字を用い、句読点は「。」、「、」を用いる。
3. 論文の種別 (原著・資料・実践研究など) を明記し、次に本文の冒頭に、和文要旨 (400 字程度) とキーワード (3~5 語) を記載する。また、種別の原著・資料・研究時評・実践研究・調査報告は英文抄録 (200 字程度) も最後の文献の後に付けること。なお、実践報告等はつけなくてもよい。本文は、原則として、問題と目的、方法、結果、考察 (結論)、今後の課題、倫理的配慮、謝辞、研究助成、注、文献、英文抄録、の順に構成する。
4. 本文中に引用した全ての文献を、本文の最後に著者のアルファベット順、または引用順 (どちらでも可) に並べ、本文中には、1) や 2) などの番号を著者名 (年号) の右上にフォントの上つきで記す。文献欄の表記の形式は、雑誌の場合は、「番号、著者名 (発行年) 題名、雑誌名、巻数、開始頁-終了頁。」とし、書籍等からの部分的な引用の場合は、「番号、引用部分の著者名 (発行年) 引用部分の題名、書籍の著者名または編者名、書名、発行社名、最初の頁-最終頁」とする。著者が 2 名の場合は、著者名の間に、和文では「・」を、欧文では「&」を入れる。3 名以上の場合は、筆頭著者の性を書き、その他の著者名は「ら」とし、欧文の場合は、「et al.」と略して記す。カッコ中に引用を列挙する場合は、文献欄の順に準ずる。
5. 印刷の体裁は編集委員会に一任する。

◆編集規程および研究倫理

1. 本誌は ISNA 日本スノーズレン総合研究所の機関誌であり、スノーズレン関連領域 (教育・医療・福祉等) の原著論文、資料論文、研究時評、実践研究、実践報告、調査報告、学会報告、研修会報告、研究会報告などを掲載する。なお、原著論文とは理論、臨床、事例などに関するオリジナリティの高い研究論文を指す。
2. 本誌は査読付きのスノーズレンの教育や福祉等に関する研究誌として年 1 回 1 号発行する。
3. 投稿の資格は会員に限定される。
4. 投稿原稿は未公刊のものに限る。
5. 投稿論文の掲載の採否および掲載順は編集委員会で決定する。編集にあたり、論文の種別の変更、および字句や図表などの修正を行うことがある。
6. 投稿規程に示した枚数を超過したもの、写真、色刷り図版など、印刷に特に費用を要するものは著者の負担とする。
 - ◆投稿原稿の枚数は 10 頁までである (英文抄録を含む)。原稿が 10 頁 (表紙は省く) を超える場合、1 頁につき印刷費として 5,000 円の超過料を徴収する。
 - ◆カラー写真は 1 頁までは無料、2 頁目からは 1 頁につき 5,000 円を徴収する。
7. 投稿論文は返還しない。
8. 本誌に掲載された論文などの著作権は本研究所に帰属し、無断で複製あるいは転載することを禁ずる。
9. 投稿原稿は、本研究所の「倫理綱領」の規定を踏まえ、投稿前に『投稿原稿チェックシート』で確実にチェックを行い、研究不正があってはならない。
10. 事例を含む論文の場合、本人・保護者・所属機関に書面にて本誌への掲載の同意 (署名・捺印) を得た上で、その旨を記載し個人や所属機関が特定されないように十分配慮する。